****

**法人会員募集のご案内**

一般社団法人　ＧＢＬ研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17

　　新槇町ビル6F

info@gbli.or.jp

●当研究所の紹介

●法人の概要

設立　　　２００９年３月６日

目的

当法人は、国際的企業活動に伴う関係国の法律及び法律実務の研究を通じて、①国際的な法務実務家及び研究者の育成及び研修、②国際的企業活動実務及び国際的紛争解決手段の研究開発、並びに、③国際的企業活動に関与する実務家、研究者及びその他関心を有する者相互間の研究、連絡及び協力の促進により、国際的企業活動に関する法律実務及び研究の普及及び啓発を図ることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

（１）　国際的企業活動に伴う関係国の法律及び法律実務の研究

（２）　国際的な法務実務家及び研究者の育成及び研修

（３）　国際的企業活動実務及び国際的紛争解決手段の研究開発

（４）　国際的企業活動に関与する実務家、研究者及びその他関心を有する者相互間の研究、連絡及び協力

（５）　研修会、研究会及び講演会等の開催及び協賛

（６）　ホームページの開設、会報及びその他出版物の刊行配布

（７）　その他前条の目的を達成するために必要な事業

（８）　前各号の事業に附帯又は関連する事業

●設立の趣旨

一般社団法人GBL研究所は、国際的な企業活動に伴う関係国の法律および法律実務の研究を目的とする研究者の団体であり、GBLとはGlobal Business Lawsの略称であります。

大学の研究者、企業法務実務家、弁護士の三者を結び付け、自由に行き来することができるような研究者の団体という構想は、同じ志を抱く仲間を集めて、2009年3月に一般社団法人の設立として具体化するに至りました。それ以来GBL研究所は、その活動領域をますます拡げていると共に、そのメンバーも増えております。

このような目的と性格をもつ研究者の団体は、わが国においてはもちろん、国際的にも稀有な存在であり、グローバル・ビジネスローに関する様々な研究活動を積極的に展開し、その成果を内外の社会に発信し、ビジネスにかかわる法の発展に貢献していきたいと考えております。

GBL研究所は、開かれた団体として運営されております。私たちの活動にご賛同くださる方々にいろいろな形でぜひご参加いただきたく願っております。

一般社団法人　ＧＢＬ研究所 代表理事・会長　河村　寛治

●会員

●　会員の特典

・ＧＢＬ研究所主催セミナーへの参加費無料（1セミナーにつき、1名まで。2名以上は、お問い合わせください。）

・会員企業社内セミナーへの講師派遣無料（1年間に2回まで。1回あたり、2時間程度のセミナー。）

・ＧＢＬ研究所主催研究会への参加可能

・ＧＢＬ研究所との情報交換会（入会時に、ニーズとＧＢＬ研究所の提供する特典に関するすりあわせ会。以後は、不定期に開催。）

・ＧＢＬ研究所の作成する法務情報の提供（不定期）

●　年会費

・15万円

\*法律相談や税務相談等は、別途費用が発生いたします。また法律相談や税務相談等はすべて弁護士、税理士等の有資格者が対応いたします。

●　会員の申込要領

・申込方法　　下記申込書または当所ホームページよりお申し込みください。

・申込・お問合せ先

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 　新槇町ビル６F

　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人ＧＢＬ研究所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　info@gbli.or.jp

・会費お支払い方法　年会費15万円

　　申込書が到着次第、請求書をお送りしますので、入金願います。

　（途中退会によるご返金はできませんのでご了承願います。）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 入会申込書 | | | |  |
|  | | | | 年　　月　　日 |  |
| 一般社団法人　ＧＢＬ研究所　御中 | | | | | |
|
| 貴研究所の会員に、下記のとおり申し込みます。 | | | | | |
|
| 年　　月より | | （年会費15万円） | | | |
|  | | | | | |
|  | 貴社名 | | | |  |
|
|
| 住所 | | | |
|
|
| 電話番号 | | メールアドレス | |
|
|
| ご担当者部署・役職名 | | 氏名 | |
|
|
|  | | | | |

＊本申込書到着後、会費請求書をご送付いたします。